破産手続廃止

平成２９年（フ）第１７４６号
埼玉県志木市中宗岡１丁目８番18号
破産者　有限会社Ｆａｃｅ　Ｃｏ．
１　決定年月日　平成30年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２０９号
埼玉県桶川市大字上日出谷1199―１―301、商業登記簿上の本店所在地埼玉県桶川市大字加納158番地の11
破産者　株式会社ヒューマンプロジェクト
１　決定年月日　平成30年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８４３号
横浜市栄区中野町1075番地54
破産者　角田　利勝
１　決定年月日　平成30年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２９６号
名古屋市西区こも原町23番地
破産者　株式会社ＳＡＭＵＲＡＩ
１　決定年月日　平成30年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８３１号
名古屋市緑区鎌倉台１丁目715番地
破産者　株式会社サンショウ（旧商号ダン株式会社）
１　決定年月日　平成30年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９１３号
名古屋市中区丸の内１丁目２番11号
破産者　株式会社ジー・ケイ・システムイノベーション
１　決定年月日　平成30年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３４８号
愛知県東海市加木屋町東島田14番地の６
破産者　株式会社Ｓａｙ＆Ｄｏ
１　決定年月日　平成30年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４号
滋賀県長浜市小谷上山田町970番地
破産者　株式会社ＳＯＣＩＣ
１　決定年月日　平成30年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第２９０２号
大阪市福島区野田１丁目１番86号大阪市中央卸売市場内
破産者　興和水産株式会社
１　決定年月日　平成30年６月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１２号
青森市大字新城字平岡255番地147
破産者　株式会社サンルーフ・エコ
１　決定年月日　平成30年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１１６号
東京都調布市入間町１丁目23番地97白百合荘201
破産者　二瓶　裕子
１　決定年月日　平成30年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３４４号
東京都八王子市下柚木1624番地の57
破産者　有限会社インテリア野村
１　決定年月日　平成30年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３４５号
東京都八王子市上柚木２丁目63番地６―905
破産者　野村　　実
１　決定年月日　平成30年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３７８号
静岡県浜松市南区高塚町2163番地の１
破産者　株式会社ミナミ
１　決定年月日　平成30年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１０５６号
京都市伏見区横大路一本木24番地の９
破産者　有限会社岡田鉄工
１　決定年月日　平成30年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２０９号
京都市伏見区横大路天王前27番地３
破産者　ライフサポートサービス株式会社
１　決定年月日　平成30年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第６９号
京都市西京区川島東代町32―９
破産者　株式会社ヤマタケビルド
１　決定年月日　平成30年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２０７号
京都市右京区嵯峨釈迦堂藤木町46番地
破産者　有限会社小幸
１　決定年月日　平成30年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第８３号
奈良県天理市西長柄町638番地
破産者　長澤運送株式会社
１　決定年月日　平成30年６月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

破産手続終結

平成２９年（フ）第１６９４号
東京都港区港南１―６―34　品川イースト９Ｆ
破産者　株式会社サンヨー
１　決定年月日　平成30年６月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４０号
栃木県佐野市犬伏新町2058番地
破産者　大島メリヤス株式会社
１　決定年月日　平成30年６月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所足利支部